

令和 8 年度沖縄空手会館 10 周年記念事業委託業務 企画提案仕様書

1 業務名

令和 8 年度沖縄空手会館 10 周年記念事業委託業務

2 事業期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 事業目的

平成 29 年 3 月 4 日に開館した沖縄空手会館は、沖縄空手を独自の文化遺産として保存・継承・発展させるとともに「空手発祥の地・沖縄」を国内外に発信するための拠点として整備され、令和 9 年 3 月に開館 10 周年を迎える。10 周年を迎えるにあたり「空手発祥の地・沖縄」を強力に発信することでその認知度を向上し、沖縄空手が世界に誇る沖縄の伝統文化であることを再認識する契機とする。

また、本事業の実施によって空手関係者の来訪者増加を含めた空手ツーリズムの推進など、空手関連産業の振興へつなげていく。

4 委託業務の概要

主な業務は次のとおりとし、事業内容や方法等の変更が必要となった場合は、双方協議の上で取り決めるものとする。

- (1) 開館 10 周年記念イベント（シンポジウム等）の開催
 - ・開催場所：沖縄空手会館「道場」
 - ・開催日：令和 9 年 3 月 7 日（日）（予定）
- (2) 開館 10 周年記念映像等の作成
 - ・上記（1）イベントでの上映やホームページでの情報発信等
- (3) その他、沖縄空手会館を拠点とした「空手発祥の地・沖縄」を国内外に発信し、その認知度向上を図るほか、空手関連産業の振興へつながる効果的な取組
- (4) 実施計画書、支払関係帳簿及び事業完了報告書の作成

5 業務内容

沖縄空手会館 10 周年記念事業として、記念イベント（シンポジウム等）開催や記念映像等の作成など、以下の業務を委託する。

- (1) 記念イベント（シンポジウム等）の開催
 - ①日時：令和 9 年 3 月 7 日（日）
 - 9:00～12:00（機材搬入、会場設営、リハーサル等）
 - 13:00～18:00（開場～撤去）
 - ②場所：沖縄空手会館「道場」
 - ※会場仮予約済、契約後に受託者から本予約申請等の手続きを行うこと。
 - ③プログラム（2 時間～2 時間半程度）
 - ・挨拶（知事による主催者挨拶及び空手界代表挨拶）

- ・開館 10 周年記念映像の放映
- ・沖縄空手・古武道の演武

＜「『沖縄空手会館（以下、「本会館」とする）』のこれまでの 10 年を振り返り、これからの 10 年を展望する」をテーマ（仮案）とした以下の内容＞

- ・基調講演
- ・パネルディスカッション

※会場内におけるパネル展示（5～10 枚程度）も併せて行うこと。

④実施にあたっての留意事項

ア 当該記念イベントをととして進行運営（ステージ進行、招待者受付・案内、入場者整理、会場設営撤去、動画撮影、アンケート実施）を行うこと。

イ プログラムを作成すること（①次第、②本会館建設に至った経緯や概要、本会館開館後の主な取組、今後 10 年の展望等の紹介）。

ウ シナリオ（進行台本）を作成すること。

エ 基調講演者は 1 名で、上記テーマ（仮案）に関する知見を有する者を想定している。

オ パネルディスカッションのパネリストは、基調講演者を含めた 5 名程度で、県内外の空手関係者や有識者、本会館建設関係者等を想定している。

カ シンポジウムにおいては、「沖縄空手会館を中核とした文化観光拠点計画（R6-10）」を周知し、推進する内容を盛り込むこと。

キ 当該記念イベントに関する効果的な周知広報や集客活動を行うこと。

ク 県が作成する招待者リストに基づく招待状の作成・発送・出欠確認等を行う。

ケ 当該記念イベント終了後は、撮影動画を県の指定したサイトにて公開することで、「空手発祥の地・沖縄」を発信し、その認知度向上に努めること。

⑤提案内容

ア プログラムの具体的な構成内容（基調講演の候補者、パネルディスカッションのパネリストの候補者、沖縄空手・古武道の演武者、司会など）

イ 効果的な周知広報や集客活動

ウ このほか、「空手発祥の地・沖縄」の国内外への発信やその認知度向上のほか、空手ツーリズムの推進など空手関連産業の振興を図るうえで効果的な内容

(2) 開館 10 周年記念映像等の作成

①記念映像の内容（案）

- ・これまでに本会館で実施された空手の大会や演武等の編集映像
- ・本会館建設時の状況や開館記念式典を含めた空手関連イベントの編集映像
- ・本会館設置・建設に携わった関係者へのインタビュー
- ・今後 10 年間の本会館を拠点とした「空手発祥の地・沖縄」を国内外へ発信する取組や方向性

②実施にあたっての留意事項

- ・記念映像の時間は 10 分程度を想定
- ・上記（1）イベントでの上映やホームページでの情報発信等を行う。

③提案内容

- ・記念映像の具体的な構成内容
- ・上記①の内容（案）に関わらず、事業目的達成のため、効果的な内容があれば提案すること。

(3) パネル作成・会場内展示と連携展示

①パネルの内容（案）

- ・上記(2)の内容を反映したパネル（5～10枚程度）を作成し、当該記念イベントにおいて展示すること。

②連携展示（案）

- ・当該記念イベント前の1週間、県庁ロビーにおいて上記①のパネル展示を行うこと。
- ・関連するポスターの掲示やチラシの配布等も併せて行うこと。

③提案内容

- ・上記①や②に関わらず、事業目的達成のため、効果的な内容があれば提案すること。

(4) このほか、沖縄空手会館を拠点とした「空手発祥の地・沖縄」を国内外に発信し、その認知度向上を図ることや、空手関連産業の振興へつながる効果的な取組があれば提案すること。

(5) 実施計画書、支払関係帳簿及び事業完了報告書の作成

- ① 前記(1)～(3)の業務に係る実施計画書の作成（1部）
- ② 前記(1)～(3)の業務に係る経費の支払い業務及び関係証拠書類の整理・保管・提出（1部）
- ③ 前記(1)～(3)の業務に係る事業完了報告書の作成・提出（印刷製本されたA4版10部及び電子ファイル一式を提出すること。）

6 委託料上限額

委託料は、6,944千円以内（消費税及び地方消費税含む。）とする。

7 業務の実施体制

本委託業務に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。実施体制については、組織体制図を作成すること。

8 業務進捗状況及び打ち合わせ

受託者は、必要に応じて、県との連絡会議の開催またはその他の適切な方法により、業務の進捗状況を報告するとともに、業務の進め方等について確認すること。

9 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができ

ない。また、契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

(2) 契約の主たる部分

(ア) 契約金額の 1 / 2 を超える業務

(イ) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(3) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案に応募した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

(4) 再委託の承認

上記(1)～(3)を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときには、あらかじめ書面による県の承認を受けなければならない。

なお、以下に例示するような簡易な業務については、承認手続の例外とする場合がある。

(ア) 資料の収集・整理

(イ) 複写・印刷・製本

(ウ) 原稿・データの入力及び集計

10 留意事項

(1) 本仕様書記載の委託業務の内容については、予算や諸事情によって変更することがある。

(2) 本仕様書に記載の無い事項並びに記載内容の変更又は詳細確認については、県と受託者との協議のうえ決定する。

(3) 委託業務の実施にあたっては、県と密接な連携のもとで取り組むものとする。

11 著作権

(1) 受託者は、本委託業務の実施に伴い新たに制作したものについて、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 章第 3 節第 2 款に規定する権利（以下「著作者人格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。これは、受託者の従業員に著作人格権が帰属する場合にも適用し、本委託業務終了後も効力を有する。

(2) 本委託業務の実施に伴い発生した、著作権法第 2 章第 3 節第 3 款に規定する権利（以下「著作権」という。）は、沖縄県に帰属する。

(3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。